

《建替》 申請書作成手引き

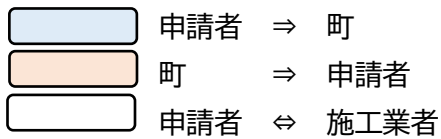
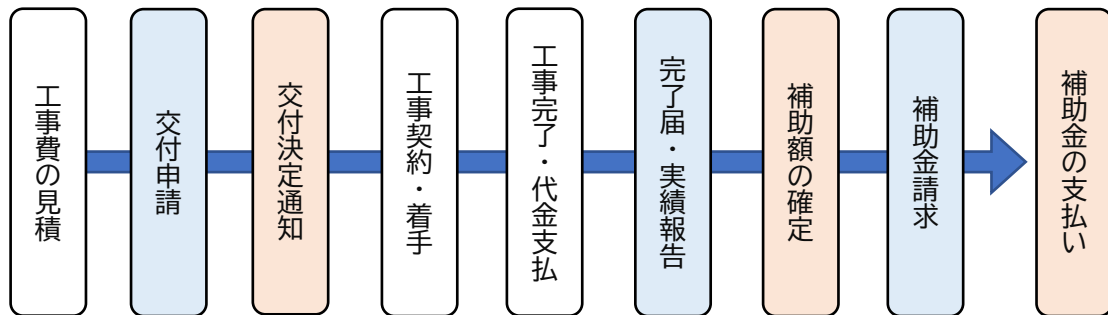
【補助対象となる物件】

- (1) 平成12年5月31日以前に建てられた木造戸建住宅であること
 - ※1) 平成12年6月1日以降に上階への増築や、構造上一体で既存建築物の床面積20分の1を超える増築がなされている場合は対象外
 - ※2) 店舗等の用途を兼ねる場合、店舗等の用途に供する部分の床面積が2分の1以上の場合は対象外
- (2) 耐震診断により、倒壊又は崩壊する危険性が高いと評価されたものであること
- (3) 建築計画が上部構造評点1.0以上となっている設計であること
- (4) 建築基準法に基づく違反建築物の措置を命じられていないもの
- (5) 耐震建替前の住宅と同一敷地内において、既存住宅の撤去後に新たな一戸建てを建築する場合
- (6) 賃貸を目的としない住宅であること
- (7) 建替後の住宅所有者が、従前の所有者又は二親等以内の親族であること
- (8) (2)における耐震診断による安全性評価結果が判明する前に、新築する住宅について建築基準法第6条の2第1項に基づく建築確認申請を行っていないこと
- (9) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証が交付されるものであること
- (10) 新築する住宅の設計及び工事監理を建築士が行うこと
- (11) 国又は地方公共団体等が行う移転補償に係る事業の対象となっていないこと
- (12) 申請年度を含めて2箇年度内に完了する工程であること

【補助金活用にあたっての注意点】

- ・対象となる物件の条件を満たしていることを確認してください。
- ・交付決定日より前に工事の契約又は工事に着手したものは、補助対象になりません。
(契約及び工事着手は補助金交付決定後に行ってください)。
- ・建替えに伴い併せて施工する外構工事、駐車場工事等の耐震対策事業に直接関係のない費用については補助対象外となります。
- ・交付決定前及び補助額の確定前に、現地確認・検査をする場合がありますのでご了承ください。
- ・補助対象経費に対して鳥取県におけるその他補助金等を活用している場合は、本補助事業の対象外となります。
- ・本補助金の交付決定後に、やむを得ない理由で建替え工事を取りやめる場合は、速やかに補助金交付の取り下げを申し出てください。尚、既に着手している場合の費用については申請者負担となりますのでご注意ください。

【補助金申請の手順】



【交付申請時に必要な書類】

- (1) 交付申請書
 - (2) 事業計画書（様式第1号）
 - (3) 収支予算書（様式第2号）
 - (4) 位置図
 - (5) 平面図、立面図及び配置図
（既存住宅と新築する住宅の位置関係が確認できる配置図）
 - (6) 建築時期及び住宅所有者が確認できる書類
 - (7) 工事工程表（既存住宅撤去～新築完了まで）
 - (8) 既存住宅の現況写真
 - (9) 耐震診断結果報告書の写し（町の補助事業によらない診断の場合は、診断を実施した建築士の資格者証の写しも併せて添付）
 - (10) 見積書の写し
 - ※1）全体工事費にその他の工事の経費が含まれる場合、耐震対策工事費とその他工事の内訳がわかる見積書
 - ※2）（撤去及び新築の請負業者が異なる場合）※1の条件を満たした各見積書
 - (11) （建物所有者と申請者が異なる場合）関係が確認できる書類（戸籍謄本等）
 - (12) （住宅・土地について、申請者以外の所有者がいる場合及び所有者以外の権利（抵当権等）が設定されている場合）全所有者及び権利者の同意書（別記様式1）
- <以下、加算要件確認用添付書類> ※該当する場合のみ添付
- (13) 世帯員報告書（別記様式2）
 - (14) 竣工後に新築住宅に住所登録を行う世帯についての世帯全員の住民票（謄本）
 - (15) （18歳以下を養育する世帯ただし書きに該当する場合）在学証明書

【実績報告時に必要な書類】

- (1) 実績報告書
- (2) 事業報告書（様式第1号）
- (3) 収支決算書（様式第2号）
- (4) 既存住宅解体後の写真（申請箇所が更地状態の写真）、新築完了後の写真、工事施行状況写真
- (5) 建替工事に要した費用の領収書の写し
- (6) 契約書又は請書の写し
- (7) 建築基準法の規定に基づく検査済証の写し
- (8) 新築した住宅の設計者及び監理者が確認できる書類
- (9) 工事竣工図等の写し
- (10) 新築した住宅の所有者が確認できる書類（登記簿等）

【補助金請求時に必要な書類】

- (1) 補助金等交付請求書
- (2) 受入額調書
- (3) 交付決定通知書、検査結果通知書、額の確定について（通知）の各写し
- (4) 通帳のコピー等の口座番号・口座名義人が確認できるもの

【よくある質問】

(Q1) 家の解体工事はいつから着手できますか？

(A1) 補助金の交付決定通知書が発行されてからとなります。交付決定前に工事着手をしまうと補助の対象外となりますのでご注意ください。

(Q2) 申請から交付決定までどの程度の期間を要しますか？

(A2) 通常は申請を受領してから1～2週間程度で交付決定通知を発行いたしますが、申請書の記載の不備や添付資料が不足している場合には、更に期間を要する場合がありますのでご承知ください。

(Q3) 既に着手している建替え工事、新築工事は補助対象になりますか？

(A3) 交付決定前に着手（工事請負契約を含む）された工事は補助対象になりません。補助の活用を検討されている場合は、かならず着手前に交付決定を受けてください。

(Q4) 建替え工事に併せて、同一業者に外構工事やカーポート工事を依頼しても問題ないですか？

(A4) 建替え工事に併せて同一施工業者に依頼することは問題ありませんが、耐震対策として行う建替え以外の工事費用は補助対象外となりますのでご注意ください。

また、各申請書に添付する見積書・請求書等について、建替えに要する費用とその他工事費の内訳を明確にする必要がありますので、その旨を施工業者へご依頼ください。

(Q5) 工事費を支払いした領収書がありません。代用できるものはありますか？

(A5) 領収書の代用としては、銀行等で振り込みをしたことが確認できる書類や、請負業者の押印がなされている精算書等になります。

(Q6) 補助金の嵩上げ要件の“町内業者による施工”は、撤去～新築を一括で依頼した業者の下請けが町内業者の場合でも対象となりますか？

(A6) 町内業者が元請けとならない場合は要件の対象外となりますのでご注意ください。